

令和7年度

学童保育室入室案内



行田市

目 次

<u>学童保育室一覧</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
<u>1 学童保育室について</u>	
学童保育室とは・・・・・・・・	2
入室できる児童は・・・・・・・・	2
入室可能期間・・・・・・・・	2
開室時間・・・・・・・・	2
休室日・・・・・・・・	2
保育料について・・・・・・・・	3
保育料の切り替え・・・・・・・・	4
保育料の納付方法・・・・・・・・	4
利用にあたってのお願い・・・・・・・・	4
<u>2 入室について</u>	
学童保育室入室まで・・・・・・・・	5
申込方法・・・・・・・・	6
兄弟姉妹の入室・・・・・・・・	7
学童保育室の退室・・・・・・・・	7
<u>3 放課後等デイサービスのご案内</u>	
放課後等デイサービスとは・・・・・・・・	8
利用することができる方・・・・・・・・	8
サービス内容・・・・・・・・	8
費用・・・・・・・・	8
市内施設一覧・・・・・・・・	8
<u>4 申請書類の記入例</u>	
学童保育室入室申請書、同意書・・・・・・・・	9、10
入室申請にあたっての確認事項・・・・・・・・	11、12

【学童保育室一覧】

学区域	学童保育室名	住 所	電話番号	定員
忍小	忍第一学童保育室 (原則、中・高学年中心)	本丸7-20 忍小学校校舎内	556-1139	37
	忍第二学童保育室 (原則、低学年中心)	本丸7-20 忍小学校敷地内	556-0402	60
南小	南第一学童保育室 (原則、低学年中心)	佐間1-25-4 南小学校校舎内	556-6666	49
	南第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	佐間1-25-4 南小学校敷地内	552-0577	44
西小	西第一学童保育室 (原則、低学年中心)	持田3-5-9 西小学校校舎内(南校舎)	556-1143	70
	西第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	持田3-5-9 西小学校校舎内(北校舎)	579-5347	50
東小	東第一学童保育室 (原則、中・高学年中心)	長野2-26-8 東小学校校舎内	554-3750	36
	東第二学童保育室 (原則、低学年中心)	長野2-26-8 東小学校敷地内	556-5231	60
北小	北第一学童保育室 (原則、低学年中心)	和田94-1 北小学校体育館内	553-3040	36
	北第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	和田94-1 北小学校校舎内	556-7219	70
桜ヶ丘小	さくら第一学童保育室 (原則、低学年中心)	長野1880 桜ヶ丘小学校敷地内	552-0556	45
	さくら第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	長野1880 桜ヶ丘小学校校舎内		50
太田小	太田学童保育室	小針3521 太田小学校校舎内	554-2448	70
泉小	泉太井学童保育室	持田70 泉小学校敷地内	554-5808	55
	太井学童保育室	棚田町1-58-10 太井保育園敷地内	556-5340	30
埼玉小	埼玉第一学童保育室 (原則、低学年中心)	埼玉4602 埼玉小学校敷地内	559-2500	48
	埼玉第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	埼玉4610-2 埼玉小学校校舎内		40
南河原小	南河原学童保育室	南河原782 南河原小学校校舎内	557-3331	70
下忍小	下忍学童保育室	下忍2451 下忍小学校敷地内	556-8840	36
見沼小	見沼学童保育室	荒木1606 見沼小学校校舎内	557-5430	34

1 学童保育室について

学童保育室とは

保護者の就労等により、昼間家庭が常時留守になる児童に対して、放課後等の居場所を提供し、保護及び育成を行う施設です。

入室できる児童は

市内の小学校に通う小学 1 年生から小学 6 年生までの児童で、次の入室基準を満たす場合に入室することができます。

入室基準

- 1 昼間家庭が常時留守になり、保護者の勤務（授業）終了時間が
 - ・ 1～4 年生 午後 3 時以降であること
 - ・ 5～6 年生 午後 4 時以降であること
- 2 保護者の勤務（授業）日数が
 - ・ 1 年生 月平均 12 日以上であること
 - ・ 2～6 年生 月平均 15 日以上であること
- 3 お子さんの監護が可能な同居の親族がいないこと
※世帯や家屋は別でも同一敷地内に居住している場合は同居とみなします。
※4 月 1 日時点で、65 歳以上の方は除きます。
- 4 自宅における監護が難しいこと
※妊娠・出産（産前 6 週のかかる月の 1 日から産後 8 週のかかる月末まで）、家族の介護・看護等により、児童の監護ができない場合も自宅における監護が難しいものと判断いたします。
※指定学校変更者（祖父母等の自宅から学校へ通う場合）は、原則受付（入室）が出来ません。

※春・夏・冬休み中のみ利用する場合には、入室基準を緩和します。

春・冬休みの場合は、入室したい月の前月 10 日までにご相談・ご申請ください。

夏休みの場合は、市報等をご確認ください。（令和 6 年度は市報 6 月号へ掲載）

入室可能期間

入室開始日から最長令和 8 年 3 月 31 日まで

- ・入室開始日及び入室終了日は、入室決定通知書の「保育の実施期間」に記載します。入室理由により入室できる期間が異なります。また、入室終了日は、その日までの在籍を約束するものではありません。
- ・学童保育室に入室しているお子さんが、翌年度も継続して入室を希望する場合にも、改めて申請が必要となります。

開室時間

- ・学校授業日・・・放課後から午後 7 時まで
- ・長期休業日等・・・午前 7 時 30 分から午後 7 時まで
（長期休業日等とは土曜日、春・夏・冬休み、開校記念日、県民の日、運動会の振替休日等です。）

休室日

- ・日曜日、国民の休日
- ・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

保育料について

○保育料の決定方法

保育料は、市町村民税所得割課税額（お子さんの父母の合計額）を基に、下記保育料一覧表により決定しています。

なお、お子さんの父母が非課税で、祖父母等と同居している場合（世帯分離している場合も含む）は、祖父母等を家計の主宰者であると判断し、祖父母等の課税額を基に保育料を決定します（同一敷地内の別建物や二世帯住宅で電気・ガス・水道等を別に契約しているなど、家計が別であると認められる場合を除きます）。

『所得が未申告の方』又は『令和6年1月1日に市外在住で所得課税証明書が未提出の方』は、根拠となる課税額がわからないため、保育料の算定ができません。そのため、根拠となる課税額がわかるまでの暫定措置として、最高階層（最高額9,000円）で決定しますので、ご了承ください。なお、収入がない場合も、保育料算定のため市町村民税の申告をお願いします。

保育料の日割り計算はしません。月の途中で退室される場合や保護者又はお子さんの都合で1か月欠席している場合でも、原則としてその月の1日現在で在籍していれば月額保育料を納めていただきます。

【学童保育室保育料一覧表】

世帯の階層区分		保育料（月額）
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみ課税世帯	0円
3	市町村民税所得割課税額 76,000 円未満	5,000 円
4	市町村民税所得割課税額 76,000 円以上 225,000 円未満	7,000 円
5	市町村民税所得割課税額 225,000 円以上	9,000 円
兄弟姉妹同時入室の場合、2人目以降は表の半額となります。		

※この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。

○市町村民税所得割課税額が変更となった場合

修正申告等により、市町村民税所得割課税額が変更になった場合は、保育料の再計算を行います。このような場合には、申告書又は税額の決定通知書の写しを持参の上、子ども未来課へお越しくください。なお、再計算の結果、保育料に変更がない場合もありますので、ご了承ください。

○その他の負担

保育料の他におやつ代をご負担いただきます（学童保育室により料金は異なります。一人あたり月額2,500円程度です）。

保育料の切り替え

保育料の算出根拠となる市町村民税所得割課税額は、年1回更新され、9月に保育料の切り替えを行います。

■4月～8月分の保育料…前年度（令和6年度）の市町村民税所得割課税額
（令和5年1月～令和5年12月の所得に基づく課税額）

■9月～翌年3月分の保育料…今年度（令和7年度）の市町村民税所得割課税額
（令和6年1月～令和6年12月の所得に基づく課税額）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和6年度）の市民税額で算定 （令和5年1月～令和5年12月の所得）					今年度（令和7年度）の市民税額で算定 （令和6年1月～令和6年12月の所得）						

保育料の納付方法

保育料は原則として、毎月末日（12月のみ25日）に口座振替により納めていただきます。

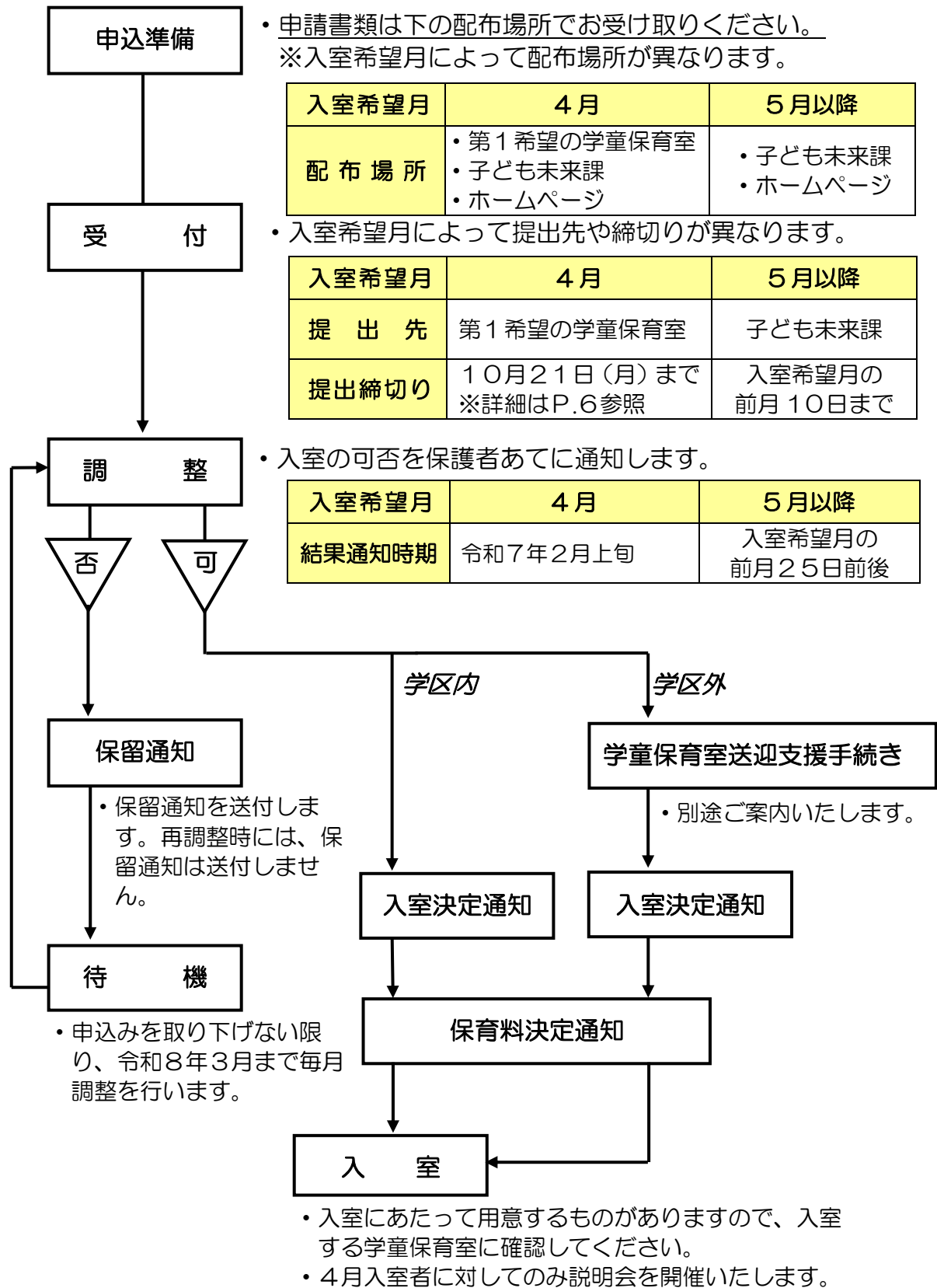
- ・末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に振替を行います。
- ・保育料決定通知に同封する「行田市学童保育室保育料口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入の上、金融機関へ直接提出してください。
なお、口座振替依頼書は、お子さん1人につき1枚必要です。
- ・保育所等で利用していた口座は、学童保育室では、引き続き利用することができません。新たに口座振替の手続きが必要となります。
- ・必ず振替日前日までに残高の確認をお願いいたします。残高不足などにより引落しができなかった場合は、後日子ども未来課より納付書が発送されますので、金融機関等の窓口で支払いをしてください。
- ・保育料の滞納が続いた場合は、退室いただきます。

利用にあたってのお願い

- ・学童保育室は集団生活をする場です。決まりごとをお子さんに守らせてください。
- ・保護者の方は勤務が終わり次第、お子さんのお迎えにいらしてください。午後7時で閉室しますので、遅れずにお迎えをお願いします。（未成年の方のお迎えはご遠慮ください。）児童の安全のため、保護者が玄関までの送り迎えをお願いします。
- ・欠席される場合は、必ず学童保育室へ連絡してください。
- ・お子さんに食物アレルギーがある場合は、申請書類に記載の上、「生活管理指導表」を添付してください。
- ・平日や土曜日に保護者がお休みの場合は、親子の大切な触れ合いをより一層深めるためにも、ご家庭での監護をお願いします。
- ・お子さんが他のお子さんへ危害を加えた場合や、そのような恐れのある行動をとった場合には退室いただきます。
- ・保護者が学童保育室のルールを守れない場合や入室児童等へ怒鳴る等の行為があった場合は、退室いただきます。
- ・保護者又はお子さんの住所・氏名・連絡先・世帯状況や、保護者の就労状況等が変更となったときは手続きが必要となりますので、子ども未来課にご連絡ください。
- ・「情報メール配信サービス」への登録をお願いします。台風や地震などで学校が休校になり、学童保育室の開室時間が変更になった場合や児童の安全が確保できないため閉室にする場合などを連絡させていただきます（入室が決まった際にお手紙を同封いたします。）。
- ・学級閉鎖になった場合やお子さんがインフルエンザなどの感染症に罹患した場合などは、他のお子さんへの感染を防ぐため、学童保育室は欠席していただきます。

2 入室について

学童保育室入室まで



申込方法

学童保育室へ入室を希望する場合は、下の方法で申請書類等を提出してください。
 なお、学童保育室の入室は申込順ではありません。ご提出いただいた書類を基に入室審査を行い、監護の必要性が高いお子さんからの入室となります。

また、書類に不備や不足がある場合は、入室審査は行いませんのでご注意ください。

① 申請書類の配布場所等

4月に入室を希望される場合

- 配布場所・・・各学童保育室、子ども未来課またはホームページ
- 申請期間・・・令和6年9月24日（火）～10月21日（月）※期限厳守
- 受付場所・・・第1希望の学童保育室
- 受付時間・・・祝日を除く月曜日から金曜日の午後2時から6時まで

5月以降の入室を希望される場合

- 配布場所・・・子ども未来課またはホームページ
- 申請期間・・・入室希望月の前々月の11日から前月の10日まで※期限厳守
 【（例）8月1日から入室を希望する場合】
 申請期間：6月11日から7月10日まで
- 受付場所・・・子ども未来課
- 受付時間・・・祝日を除く月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
 及び 日曜日の午前中

② 申請に必要な書類

申請される方全員	■ 行田市学童保育室入室申請書 （P. 9～12「4 申請書類の記入例」をご確認ください。） ■ 学童保育室を希望する理由の書類 （対象者：父・母・世帯や家屋は別でも同一敷地内に居住している65歳未満の祖父母） <u>全ての対象者に次のいずれかの証明書を提出していただきます。</u> ① 就労（予定）されている方 ⇒ 就労証明書及び変則就労の場合シフト表（直近3ヶ月分が必須） ② 就学（予定）されている方 ⇒ 在学証明書（予定の方は合格通知書等）、時間割表及びシラバス等 ③ 疾病・障害の方 ⇒ 診断書（学童用）※¹、障害者手帳の写し※²及び申立書（学童用） 疾病及び身体障害者手帳のみ交付されている場合、診断書（学童用）※¹が必要となります。 ④ 妊娠・出産の方 ⇒ 母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページの写し ⑤ 介護・看護でお子さんの監護を行えない方 ⇒ 診断書（学童用）※¹、 ケアプラン、障害者手帳の写し※²、申立書（学童用）、介護・看護がわかる書類等
	■ 令和6年1月2日以降に行田市へ転入された方 ⇒ 所得課税証明書（4月～8月入室は令和6年度及び令和7年度、9月以降の入室は令和7年度） ※各年1月1日にお住まいだった市区町村役場で証明書を取得してください（令和7年度証明書は7月頃に取得することができます）。 ■ 入室希望児童やご家族の中で障害者手帳の交付を受けている方 ⇒ 障害者手帳の写し（P. 7「障害（発達障害を含む）をお持ちの場合」をご確認ください。） ■ 入室希望児童に発達障害（注意欠陥多動性障害など）がある方 ⇒ 診断書（学童用）（P. 7「障害（発達障害を含む）をお持ちの場合」をご確認ください。） ■ 入室希望児童に食物アレルギーがある方 ⇒ 生活管理指導表 ■ 転居・転入予定の方 ⇒ 賃貸借契約書、売買契約書の写し等 ■ 生活保護を受給されている方 ⇒ 受給証の写し ■ 指定学校変更者 ⇒ 要相談

※¹ 監護が困難とわかる診断書が必要です。

※² 交付されている方のみ、氏名・等級記載部分をコピーし提出してください。

●申請書類に虚偽の内容があった場合には、入室決定後であっても申請が取消し（退室）となる場合があります。

《お子さんが障害（発達障害を含む）をお持ちの場合》

新規で入室申請をされるお子さんが障害（発達障害を含む）をお持ちの場合は、入室決定に先立ち、学童保育室の支援員と面談をさせていただく場合があります。

面談の結果、受入体制等によっては、入室をお断りせざるを得ない場合がありますので、ご理解をお願いします。

また、お子さんが身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの場合は、「放課後等デイサービス」が利用できます。

（P. 8「3 放課後等デイサービスのご案内」をご確認ください。）

兄弟姉妹の入室

兄弟姉妹の入室については、できる限りご希望に添えるよう入室調整を行います。が、監護の必要性が高いお子さんから入室となります。審査結果によっては、ご希望に添えない場合があります。

また、忍小学校区（忍第一・忍第二学童保育室）、南小学校区（南第一・南第二学童保育室）、西小学校区（西第一・西第二学童保育室）、東小学校区（東第一・東第二学童保育室）、北小学校区（北第一・北第二学童保育室）、桜ヶ丘小学校区（さくら第一・さくら第二学童保育室）及び埼玉小学校区（埼玉第一・埼玉第二学童保育室）は、原則として「低学年」「中・高学年」に区分しての入室となります。保護者の希望により兄弟姉妹で同じ学童保育室への入室は可能ですが、入室学童に同じ学年のお子さんがいない場合があることをご承知おきください。

【例①】

泉太井学童を優先順位一位に、太井学童を優先順位二位に希望している場合

	泉太井	太井
兄(小4)	×	○
弟(小3)	○	○

入室調整の結果

兄弟姉妹で同じ学童保育室への入室を希望した場合は、優先順位二位の「太井学童」に兄弟で入室となります。

【例②】

学校敷地内に複数の学童保育室がある学校区で、低学年と高学年のお子さんがある場合

	南第一 (低学年)	南第二 (中・高学年)
兄(小3)	—	○
弟(小1)	○	—

入室調整の結果

兄弟姉妹で同じ学童保育室への入室を希望した場合は、入室状況に応じて、どちらかの学童保育室での兄弟入室となります(同じ学年のお子さんがいない場合があります)。

学童保育室の退室

次のような場合には、学童保育室の退室の手続きをお願いします。

- ・保護者が勤務先を退職した場合や勤務時間の変更等により、ご家庭でお子さんの監護を行えるようになったとき
 - ・保護者が育児休業を取得し、自宅での監護が可能となったとき
- ※産前産後休業(産前6週のかかる月の1日から産後8週のかかる月末)の間は、学童保育室を利用することができます。
- ※事情により監護が困難な場合は申立書(学童用)等を提出してください(P. 6を参照)。
- 退室届出用紙の配布場所・・・子ども未来課
 - 提出期限及び提出場所・・・退室する月の10日までに子ども未来課へ

3 放課後等デイサービスのご案内

放課後等デイサービスとは

学校通学中の障害児に対して、学校授業終了後や長期休業期間中において、児童の生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

利用することができる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（平成27年10月以降に取得した方は手帳の色が紺色に統一されています）などをお持ちで、学校教育法に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しているお子さん。

サービス内容

- ・ 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ・ 創作的活動、作業活動
- ・ 地域交流の機会の提供 など

費用

利用料の1割が自己負担となります（所得に応じて負担額が異なります）。

区分	世帯の所得状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1(※)	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

市内施設一覧

設置者	施設名	所在地	電話番号
(特非) C I L ひこうせん	ピーす	佐間2-1-19	598-4685
(福) 聖徳会	ポコ・ア・ポコ	小見1400-4	594-8006
(福) 福潤の会	レイズアップ	前谷504-1	594-6113
(株) シティサポート	行田サポートほほえみ	門井町2-21-9	556-2257
	遊学館	門井町3-2-4	579-5066
(福) 健翔会	にじいろ	谷郷2-16-26	598-7898
	にじいろプラス	忍1-11-1	598-5252
合同会社 コットンキャンディー	コットンキャンディー	栄町4-7	579-5605
	スマイルキャンディー	佐間1-19-38	577-7951
合同会社 アドランド	きんかぎんか	城西2-9-16	556-0252
(株) Raa	パレット	富士見町2-30-4	577-8908
(株) Y&A	ぷりんしばる 門井教室	門井町2-4-7	578-8262

本サービスの利用を希望する場合や詳細についてのお問い合わせは、福祉課障害福祉担当（556-1111：内線265）までお願いします。

4 申請書類の記入例

令和△年度 行田市学童保育室入室申請書

令和 ● 年 ●●月 ●●日

入学予定もしくは在学中の小学校名
をご記入ください。

また、学年は入学後もしくは進級後の学年をご記入ください。

保護者 住 所 行田市本丸〇一〇

氏 名 行 田 ハジメ

第一連絡者 電話番号 090-1234-××××【続柄：母】

第一連絡者 電話番号 070-1234-XXXX【続柄：父】

学童保育室へ入室したいので、次のとおり申請します。

入 室 希 望 児 童	フリガナ	ギョウダ レイコ		性 別	男 ・ 女
	氏 名	行 田 レイコ		保護者との 続柄	子 ・ 孫 その他 ()
	生 年 月 日	H●● 年 10 月 1 日生			
	利用時間及び 入室理由 (○をつけてください)			在 学 の 状 況	
放課後から午後 6 時 30 分まで 理由： 1 就労・就学 2 疾病・障害 3 妊娠・出産 4 介護・看護 5 その他【 】			■■■ 小学校 ■ 年 ※R● 年 4 月 1 日時点の学年を記入 小学校入学前に利用していた施設 ▲▲▲ 保育園・幼稚園／在宅		
入 室 希 望 学童保育室 (第1希望)	○ ○ ○ 学 童 保 育 室		入 室 希 望 年 月	R▲ 年 4 月	
世帯の状況 (○をつけてください)	ひとり親世帯 ・ 生活保護世帯 ・ 該当なし				
【世帯の状況】住民票の世帯によらず、全員記載してください ※同一敷地内の別建物や世帯分離(二世帯住宅)等を含む	氏 名	続柄	年齢	勤務地 市区町村	通勤時間(片道)
	行 田 ハジメ	父	37	熊谷市	約 時間 30分
	行 田 フタバ	母	35	行田市	約 時間 15分
	行 田 ミツオ	祖父	64	行田市	約 時間 15分
	行 田 ヨシコ	祖母	66	二世帯住宅や同一敷地内の別建物も含む	分
	行 田 ゴロウ	弟	3		約 時間 分
	行 田 ロクロウ	曾祖父	85		約 時間 分
				約 時間 分	

(裏面)

同意書

市が学童保育室の入室審査及び学童保育室保育料の決定に関し、世帯情報及び市民税の情報を閲覧することについて同意します。(同一敷地内の別建物や世帯分離(二世帯住宅)等を含む)

フリガナ	ギョウダ ハジメ		
氏 名	(自署) 行 田 ハジメ	生 年 月 日	△△年△月△日
		児 童 と の 続 柄	父・母・祖父・祖母 曾祖父・曾祖母
フリガナ	ギョウダ フタバ		
氏 名	(自署) 行 田 フタバ	生 年 月 日	△△年△月△日
		児 童 と の 続 柄	父・母・祖父・祖母 曾祖父・曾祖母
フリガナ	ギョウダ ミツオ		
氏 名	(自署) 行 田 ミツオ	生 年 月 日	△△年△月△日
		児 童 と の 続 柄	父・母・祖父・祖母 曾祖父・曾祖母
フリガナ	ギョウダ ヨシコ		
氏 名	(自署) 行 田 ヨシコ	生 年 月 日	△△年△月△日
		児 童 と の 続 柄	父・母・祖父・祖母 曾祖父・曾祖母
フリガナ	ギョウダ ロクロウ		
氏 名	(自署) 行 田 ロクロウ	生 年 月 日	△△年△月△日
	(代筆) 行田 ハジメ	児 童 と の 続 柄	父・母・祖父・祖母 曾祖父・曾祖母
フリガナ			
氏 名	(自署)	生 年 月 日	年 月 日
		児 童 と の 続 柄	父・母・祖父・祖母 曾祖父・曾祖母

入室申請にあたっての確認事項

この確認事項は、学童保育室の入室審査にあたって、保護者の皆様に確認しておきたいことをお聞きするものです。回答内容は、入室審査だけでなく、保育料の算定や学童保育室の支援員の配置などを検討する際にも活用しますので、正しくご回答ください。また、確認事項に虚偽の回答があった場合は、退室いただくこともありますことをご承知おきください。

※学童保育室及び保育所保育料に滞納がある場合、ご希望の学童保育室への入室が難しくなりま

- ① お子さんは指定学校変更（児童の住所がある場所から徒歩またはスクールバスで、通学できない学校へ通っている方）による、住所地の学区とは異なる小学校への就学ですか。（教育総務課で指定学校変更に関して申立書等を提出し手続きをした方ですか。）

はい（添付書類要相談。変更理由：引越すため・その他（ ））・いいえ

※祖父母等の自宅から学校へ通う場合、原則入室は出来ません。

- ② 審査の結果、第1希望の学童保育室に入室できない場合の、第2希望以降の学区内外学童保育室を記入してください。なお、学童保育室送迎支援事業の都合により、ご希望に添えない場合があります。

※第2希望以降の記入の有無は、第1希望の学童保育室の審査には影響しません。

※第2希望以降の記入がない場合でも、学区内外学童保育室に入室可能な場合は、入室調整させていただきます。

・第2希望（ ●●● 学童保育室）

・第3希望（ ▲▲▲ 学童保育室）

・第4希望（ ◆◆◆ 学童保育室）

どこでもよい

- ③ お子さんが 泉小学校 に在籍（予定）している場合のみご回答ください。

入室優先順位を右に記入してください。

泉小学校区	優先順位
泉太井学童保育室	1
（民間）太井学童保育室	2

- ・兄弟姉妹の入室については、監護の必要性の高いお子さんからの入室となりますので、審査結果によってはご希望に添えない場合があります。
- ・忍小学校、南小学校、西小学校、東小学校、北小学校、桜ヶ丘小学校、埼玉小学校学区の学童保育室は、原則として「低学年」「中・高学年」に区分しての入室となります。保護者の希望により兄弟姉妹で同じ学童保育室への申請は可能ですが、学年差を考慮し、調整させていただきます。

また、入室学童に同じ学年のお子さんがいない場合があることをご承知おきください。

- ④ 祖父母と同じ建物（敷地）に一緒に住んでいますか（同一敷地内の別建物や世帯分離（二世帯住宅）等の場合につきましても「住んでいる」にしてください。）

また、住んでいる場合は3・4ページ目に記入してください。

住んでいる（同一敷地内の別建物や世帯分離（二世帯住宅）等を含む。65歳未満は就労証明書等が必要。）・

住んでいない

※同一敷地内の別建物や世帯分離（二世帯住宅）等の場合、電気・ガス・水道料金等が別とわかる領収書等の提出がない場合、保育料の算定は同居者全員の市町村民税所得割課税額で決定をします。

（直近3ヶ月分の領収書等が毎年必要になります。）

- ⑤ 学童へ入室した際に、お子さんは自分の身の回りのこと（トイレに行く、イスに座って先生の話聞く、おやつを食べる等）を一人でできますか。

できる ・ できない

- ⑥ お子さんは障害（発達障害を含む）をお持ちですか。お持ちの場合は障害の種類を選んでください。また、申請書類に障害者手帳の写しまたは診断書を添付してください。

ある（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害（障害者手帳または診断書の添付が必須）） ・ なし

- ⑦ 現在、お子さんの成長に関する悩み等で診療機関や教育研修センター等で相談していますか（する予定はありますか）。

また、幼稚園・保育所等からお子さんの発達について、お話を聞いたことはありますか。

いいえ（→⑧へ） ・ はい（下の表へ記入してください）

相談内容や病名、 幼稚園・保育所等からのお話の内容	多動傾向と診断されている。 他の子と比べ、落ち着きがなく、イスに座って話を聞くことができない。保育園に勧められ病院へ行った。
いつから通っていますか（通う予定ですか）	20●●年▲月から通っている。
診療機関等の名称	▲▲病院
どれくらいの間隔で通っていますか	週 回 ・ 月 1 回 ・ 年 回
現在の状況・経過等	週に2回9時～14時まで、児童発達支援の●●●●へ通っている。少しずつ他の子と遊ぶことが出来るようになってきた。 長い時間イスに座ることはまだできない。 保育園では隣に先生が1人ついている。
補助の先生なしで、集団生活を送ることができるか	できる ・ <u>できない</u>
先生の指示（話したこと）は、理解できるか	<u>理解できる</u> ・ 理解できない
イスに座って話を聞く・作業することができるか	できる ・ <u>できない</u>
その他（伝えておきたいことなど）	遊ぶことに夢中になるとトイレへ行くことを忘れ、漏らすことがあります。先生の方で、定期的な声掛けをお願いします。

- ⑧ お子さんは食物アレルギーをお持ちですか。

なし ・ あり（生活管理指導表の添付が必須。食べられない食物： ピーナッツ、卵）

- ⑨ 学童保育室での生活等で心配なこと、伝えておきたいことがあればご記入ください。

一緒に遊ぼうと声掛けが出来ないので、先生の方でフォローしていただければ、助かります。



学童保育室についてのお問い合わせ

行田市役所健康福祉部 子ども未来課 子ども・子育て担当

TEL：048-556-1111（内線262）